平成２９年度　岐阜地区採択協議会　採択までの流れ

５月１２日　**市 町 教 育 委 員 会**　地区採択協議会設置の議決

５月２５日　**第１回地区採択協議会**

調　査　研　究　第１回（６月９日）第２回（６月２３日）第３回（７月３日）

７月１３日　**第２回地区採択協議会**

① 地区採択協議会の選定結果を市町教育委員会に通知する。

７月１４日～３１日　**市 町 教 育 委 員 会**

◇採択の協議と議決
- 地区採択協議会に参加した委員は，協議会での議事内容について，適切に説明・伝達すること
- 各市町教育委員会においても，実際の教科書を調査するなど，採択についての主体的な取り組みをすること

７月３１日　② 市町教育委員会での採択結果を地区採択協議会長に報告する。

協議が調った場合	協議が調わなかった場合
採 択 完 了	③　地区採択協議会の選定結果に対する問題点など，教育委員会での意見を具体的にまとめる。 ④　③の内容を地区採択協議会長に報告する。

８月１日～１０日

⑤　必要に応じて，第３回地区採択協議会を協議会長が招集する。
⑥　第３回地区採択協議会を開催し，再協議した上で決定する。

⑦　地区採択協議会の選定結果を市町教育委員会に通知する。

～８月１０日

市町教育委員会
⑧　第３回地区採択協議会の選定結果をふまえ採択する。
⑨　採択議決を地区採択協議会長に報告する。

８月１４日　**採 択 完 了**

８月３１日　**地 区 採 択 協 議 会 解 散**